

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 節 目的（第 1 条）
- 第 2 節 自己評価（第 2 条）
- 第 3 節 組織（第 3 条－第 7 条）
- 第 4 節 職員組織（第 8 条－第 19 条）
- 第 5 節 教授会（第 20 条）

- 第 6 節 学年、学期および休業日（第 21 条－第 23 条）

第 2 章 通則

- 第 1 節 修業年限および在学年限（第 24 条・第 25 条）
- 第 2 節 入学（第 26 条－第 35 条）
- 第 3 節 教育課程、授業科目、履修方法等（第 36 条－第 46 条）
- 第 4 節 休学、転学、留学、退学等（第 47 条－第 53 条）
- 第 5 節 卒業、学位および資格（第 54 条－第 56 条）
- 第 6 節 賞罰（第 57 条・第 58 条）
- 第 7 節 福利厚生施設（第 59 条）

第 3 章 補則

- 第 1 節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、研修員および外国人留学生（第 60 条－第 65 条）
- 第 2 節 授業料等（第 66 条）
- 第 3 節 公開講座、寄附講義、共同研究等（第 67 条－第 69 条）
- 第 4 節 その他（第 70 条）

付則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

第 1 条 滋賀県立大学（以下「本学」という。）は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することを目的とする。

2 第 3 条第 1 項各号に規定する学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第 2 節 自己評価

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 節 組 織

(学部、学科および定員)

第3条 本学に次の学部を置く。

- (1) 環境科学部
- (2) 工学部
- (3) 人間文化学部
- (4) 人間看護学部

2 前項に規定する学部に置く学科ならびにその学生の入学定員、3年次編入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
環境科学部	環境生態学科	30人	—	120人
	環境政策・計画学科	40人	—	160人
	環境建築デザイン学科	50人	—	200人
	生物資源管理学科	60人	—	240人
工学部	材料化学科	50人	—	200人
	機械システム工学科	50人	—	200人
	電子システム工学科	50人	—	200人
人間文化学部	地域文化学科	60人	—	240人
	生活デザイン学科	30人	—	120人
	生活栄養学科	30人	—	120人
	人間関係学科	30人	—	120人
	国際コミュニケーション学科	50人	—	200人
人間看護学部	人間看護学科	70人	10人	300人

3 学部に置く組織は、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(全学共通教育推進機構)

第4条の2 本学に学部および大学院の全学共通教育を行う組織として、全学共通教育推進機構を置く。

2 全学共通教育推進機構の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(附属施設)

第5条 本学に次の附属施設を置く。

- (1) 図書情報センター
- (2) 地域共生センター
- (3) 環境管理センター
- (4) 産学連携センター
- (5) 学生支援センター
- (6) 地域ひと・モノ・未来情報研究センター

2 前項の附属施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属施設)

第6条 本学に学部の教育研究に必要な学部附属施設として次の施設を置く。

環境科学部	圃場実験施設
	湖沼環境実験施設
	集水域実験施設
	湖沼流域管理研究センター
工学部	実習工場
	ガラス工学研究センター
人間看護学部	地域交流看護実践研究センター

2 前項の学部附属施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 削除

第4節 職員組織

(学長および副学長)

第8条 本学に学長を置く。

- 2 本学に、別に定めるところにより副学長を置く。
- 3 副学長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(教授、准教授等)

第9条 本学に、教授、准教授、講師、助教および助手（以下「教員」という。）を置く。

- 2 教員は、第3条第1項各号に規定する学部、第4条の2に規定する全学共通教育推進機構、第5条第1項各号に規定する附属施設または第6条第1項に規定する学部附属施設（これらを総称して「教育研究組織」という。）のいずれか1つに専任教員として配置されるものとする。
- 3 本学に、事務職員、技術職員その他必要な職員（以下「事務職員等」という。）を置く。
- 4 教員および事務職員等（以下「職員」という。）について必要な事項は別に定める。

(学部長)

第10条 学部に学部長を置く。

(全学共通教育推進機構長)

第11条 全学共通教育推進機構に全学共通教育推進機構長を置く。

(附属施設長)

第12条 第5条第1項各号の附属施設に附属施設長を置く。

(学科長)

第13条 学部（人間看護学部を除く。）の各学科に学科長を置く。

(専攻主任)

第14条 削除

(学部附属施設の長)

第15条 第6条第1項の学部附属施設に施設の長を置く。

(事務局長)

第16条 削除

(規程委任)

第17条 前5条に規定する職に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第18条 本学に、学長、副学長、教授、准教授または講師として多年勤務した者であって、教育上または学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に規定する称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員等)

第19条 本学に客員教員、客員研究員、特別研究員および博士研究員を置くことができる。

2 客員教員、客員研究員、特別研究員および博士研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教授会

(教授会)

第20条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、当該学部に専任教員として配置される教授をもって組織する。

3 前項に規定する者のほか、教授会が定めるところにより、当該教授会に他の職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は前項に規定するもののほか、学長および学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期および休業日

(学 年)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第22条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は必要がある場合は、前期および後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第23条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 削除
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第 4 号から第 6 号までの休業期間は、学年暦による。
- 3 学長は必要がある場合は、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第 2 章 通 則

第 1 節 修学年限および在学年限

(修業年限)

第 2 4 条 修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 2 5 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。ただし、第 3 1 条から第 3 4 条までの規定により入学した者または第 4 9 条第 1 項の規定により転学部もしくは転学科した者にあつては、それぞれ第 3 5 条または第 4 9 条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 節 入 学

(入学の時期)

第 2 6 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第 3 号から第 5 号までに該当する者および第 3 1 条から第 3 4 条までの規定により入学する者については、教授会の議を経て、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 2 7 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修学年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達したもの

(入学志願の手続)

第28条 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第30条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、本学を卒業した者の入学料は、免除する。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(編入学)

第31条 次の各号のいずれかに該当する入学志願者があるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 他の大学を卒業した者または退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

(4) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

(3年次編入学)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者で、人間看護学部人間看護学科の3年次に編入学を志願するものに対しては、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号または第4号に規定する文部科学大臣の指定した短期大学を卒業した者

(2) 保健師助産師看護師法第21条第3号または第4号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

(転入学)

第33条 他の大学に在籍している者で、本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第34条 本学を卒業もしくは退学した者または第53条第3号の規定により除籍された者

（未納の授業料を納付した者に限る。）で、本学に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第35条 前4条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位

数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程、授業科目、履修方法等

(教育課程)

第36条 教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(副専攻)

第37条 前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は別に定める。

(授業科目)

第38条 本学の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修・選択の別および卒業要件ならびに履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業方法)

第39条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第40条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第41条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第53条第3号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

(成績の評価)

第42条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

(他学部および他大学等における授業科目の履修等)

第43条 教授会の議を経て、学長の認めるところにより、学生に他の学部または他の学科の授業科目を履修させることができる。

- 2 教授会の議を経て、学長が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位については、合わせて60単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、卒業の要件となる単位とみなすことができる。
- 4 前2項の規定は、第51条の規定により留学する場合について準用する。この場合において、第2項に規定する「協議」は省略することができる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第44条 教授会の議を経て、学部長が教育上有益と認めるときは、学生に本学大学院研究科博士前期課程の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定による授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第45条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長が単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において卒業の要件となる単位とみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第46条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の議を経て、学長が単位を与えることができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長が単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により与えることができる単位数は、編入学および転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条の規定により本学において卒業の要件となる単位とみなす単位数および前条第1項の規定により本学における授業科目の履修とみなして与える単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、留学、退学等

(休学)

第47条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き2か月を超えて修学することができない者は、教授会の議を経て、学長の許可を受け休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第48条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長をすることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限および在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその事由が消滅したときは、教授会の議を経て、学長の許可を受け復学することができる。

5 休学期間が満了し、復学しようとするときは、学長に復学を届け出なければならない。

6 疾病のため休学をした者が復学する場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(転学部、転学科等)

第49条 他の学部への転学部、同一学部の他の学科への転学科を志願する者があるときは、欠員の状況等により、関係教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学部または転学科を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転 学)

第50条 他の大学等へ入学または転学する者は、本学を退学しなければならない。

(留 学)

第51条 外国の大学等に留学することを志願する者は、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第25条に規定する在学年限および第54条に規定する在学期間に算入することができる。

(退 学)

第52条 退学しようとする者は、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者については、教授会の議を経て、学長は除籍することができる。

(1) 第25条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第48条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業、学位および資格

(卒業の要件)

第54条 本学に4年（第31条から第34条までの規定により入学した者または第49条第1項の規定により転学部し、もしくは転学科した者にあつては、それぞれ第35条または第49条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、環境科学部、工学部および人間文化学部にあつては130単位以上を、人間看護学部にあつては129単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第39条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 学長は、第1項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学 位)

第55条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資 格)

第56条 教育職員の免許を受けようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類および免許教科は、別表のとおりとする。

3 学芸員の資格を受けようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）および博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める単位を修得しなければならない。

4 人間文化学部生活栄養学科において栄養士の免許を受けようとする者は、栄養士法（昭和22年法律第245号）および栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める単位を修得しなければならない。

5 教育職員の免許取得、学芸員の資格取得および栄養士の免許取得に必要な授業科目は、別に定める。

第6節 賞 罰

(表 彰)

第57条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲 戒)

第58条 本学の学則その他の規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者については、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 福利厚生施設

第59条 本学に、学生の福利厚生を図るため、医務室、カウンセリング室その他の福利厚生施設を置く。

第3章 補 則

第1節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、研修員および外国人留学生

(科目等履修生)

第60条 本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、教授会または全学共通教育推進機構の運営会議の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第61条 他の大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、当該大学等との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として受け入れることができる。

(研究生)

第62条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない範囲において、教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第63条 本学において、官公庁、学校その他の機関からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるための委託があるときは、教育研究に支障のない範囲において、教授会の議を経て、学長は、研修員として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第64条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、入学許可または受入をすることができる。

(その他)

第65条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、研修員および外国人の留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 授業料等

第66条 本学の授業料、入学料、入学検定料、学位論文審査手数料、留学生宿舍使用料および各種証明手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項に規定するもののほか、停学期間中の授業料は、徴収するものとする。

第3節 公開講座、寄附講義、共同研究等

(公開講座等)

第67条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座の開講その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講義)

第68条 本学の学部等に、民間等からの寄附金または講義担当者の派遣による寄附講義を開設することができる。

2 寄附講義に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究等)

第69条 本学の学術研究に資するため、共同研究、受託研究等を行うことができる。

2 共同研究、受託研究等に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 その他

(委 任)

第70条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日において滋賀県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、卒業要件、資格その他の履修に関しては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表1中「地域産学連携実習」、「水族環境生理学」、「先端材料科学および演習」および「基礎服飾デザイン」は、平成18年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定の適用については、学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

付 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成19年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表1中「人間探求学」、「地球環境計画」、「文化人類学概論A」、「文化人類学概論B」、「モンゴル語史料(ウイグル式文字)講読」、「現代モンゴル語文献講読」および「空間デザイン論(空間意匠の分析)」は、平成19年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間における環境科学部環境政策・計画学科および環境建築デザイン学科、工学部ならびに人間文化学部生活デザイン学科、生活栄養学科および人間関係学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成20年度 の収容定員	平成21年度 の収容定員	平成22年度 の収容定員
環境科学部	環境政策・計画学科	40人	80人	120人
	環境建築デザイン学科	50人	100人	150人

工 学 部	材料科学科	2 3 0 人	2 2 0 人	2 1 0 人
	機械システム工学科	2 3 0 人	2 2 0 人	2 1 0 人
	電子システム工学科	5 0 人	1 0 0 人	1 5 0 人
人間文化学部	生活デザイン学科	3 0 人	6 0 人	9 0 人
	生活栄養学科	3 0 人	6 0 人	9 0 人
	人間関係学科	3 0 人	6 0 人	9 0 人

- 3 改正後の第3条第2項、第12条、第23条、第38条第1項、第43条、第48条第1項、第50条第4項、別表1および別表2の規定は平成20年4月1日以後に入学した者について適用し同日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この学則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前から引き続き在学する者に係る授業科目の種類および単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年10月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表1中「異文化理解B」は、平成19年10月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成20年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表1中「若者の健康と栄養」、「地元学入門」、「自然科学の視点」、「電子社会と人間」、「技術者倫理」、「無機工業材料」、「民俗学実習」、「人間工学実習」および「デジタルデザイン演習」は、平成20年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条および別表1の規定は、平成21年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数ならびに成績の評価については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「遺伝子と社会」、「地域再生システム論」（環境建築デザイン学科および生活デザイン学科が開講する科目に限る。）、「一般構造」、「栄養と健康」（人間看護学科が開講する科目に限る。）、「疫学」、「老年臨床看護論実習Ⅰ」、「インターンシップA」および「インターンシップB」は、平成21年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- この学則は、平成23年10月1日から施行する。
- 第36条ただし書きの規定は、施行日以降の授業料未納期間についてのみ適用されるものとする。

付 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間における人間文化学部地域文化学科および国際コミュニケーション学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成24年度の 収容定員	平成25年度の 収容定員	平成26年度の 収容定員
人間文化学部	地域文化学科	270人	260人	250人
	国際コミュニケーション学科	50人	100人	150人

付 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間における人間看護学部人間看護学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成25年度の 収容定員	平成26年度の 収容定員	平成27年度の 収容定員
人間看護学部	人間看護学科	280人	280人	290人

付 則

この学則は、平成25年3月1日から施行する。（第42条関係）

付 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。（第20条関係）

付 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。（第5条、第17条関係）

付 則

この学則は、平成25年7月2日から施行する。（第17条関係）

付 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和4年度以前の入学者にも適用する。

付 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。